

令和5年度  
小林市立三松中学校  
部活動の方針



小林市立三松中学校  
令和5年4月

## 令和5年度 小林市立三松中学校部活動の方針

### 本方針策定の趣旨等

学校の部活動は、同好の興味・関心をもった生徒が参加し、各部の責任者(以下「部顧問」という)の指導の下、学校の教育活動の一環として行われ、本県のスポーツ及び文化の振興を大きく支えてきた。

また、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の滋養に資するなど、生徒の多様な学びの場としての教育的意義が大きい。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することのできない課題が増えている。とりわけ、少子化が進行する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。

従って、部活動を将来にわたって持続可能なものにするために、速やかに部活動の在り方に関して、抜本的な改革に取り組む必要がある。

小林市立三松中学校部活動の方針(以下「本方針」という)では、生徒にとって望ましいスポーツ及び文化の環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知徳体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや文化活動を楽しむことで、健康で文化的な生活習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環としての教育課程との連携を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

小林市立三松中学校は、県教委及び市教委の方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、県教委及び市教委の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 部顧問は、市教委が作成した別添様式を参考に、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記ア・イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。

イ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績等の確認により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は、教師の部活動の関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長、部顧問及び部活動指導員等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 運動部顧問は、中央競技団体が作成する「運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア及びイに基づく指導を行う。

### 3 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。なお、運動部活動については、ジュニア期における、スポーツ活動時間に関する研究〔「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会)〕も踏まえ、活動時間を設定する。

#### ① 学期中の休養日の設定

週当たり2日以上休養日を設ける。〔平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。各種大会やコンクール等への参加などにより、土日に休養日が設定できない場合は、2か月を1単位として捉え、8回程度の週末の休養日を設定する。〕

#### ② 長期休業中の休養日の設定

学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養日をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

#### ③ 1日の活動時間

長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、市教委が策定した方針に則り、各部の休養日及び活動時間を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 土日が授業日となった場合の振替休業日については、休業日に行う活動と同様に練習は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。また、平日の休日については、毎週水曜日を「リフレッシュ休日」と設定し、全部活動の活動を停止、休日とする。その際、祝日や振替休業日が水曜日と重なる場合は、活動を行っても良いが、その後に週二回の休日が取れるように配慮する。

## 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション思考で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置について検討する。

また、文化部についても、各学校の実態に応じて生徒の多様なニーズを踏まえた部の設置について検討する。

イ 校長は、今後予想される生徒数の減少に備えるため、在籍生徒数が減少している部活動については、「小林市立三松中学校部活動の休部及び廃部に関する規定」(平成30年1月施行)に従いながら、部活動の精選を検討する。その際、各部活動が円滑に実施されることを念頭に置きながら検討する。

### (2) 地域との連携

ア 校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 校長は、県及び市教委が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部活動顧問及び部活動指導員等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体との協力体制の充実に努める。

ウ 校長は、毎年度の初めに部活動説明会を実施し、各部活動の後援会長に対して、部活動の活動方針を説明する場を設ける。その際に、部活動の現状等について確認したり、保護者との意見交換を行ったりすることに努める。

## 5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

ア 校長は、運動部や文化部が週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度の負担とならないよう、運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の数の上限の目安について、県教委や市教委及び県中学校体育連盟と連携し、検討する。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。